

軽トラック市
フリーマーケット開催



掘り出し物がみつかるとかも!

中心市街地の活性化と賑わいの創出を目的に、軽トラック市・フリーマーケットを開催します。

新鮮な野菜や旬のきのこ等を準備してお待ちしています。来客者には汁物のサービスなども用意しています。ぜひご来場ください。

～出店者も募集しています!～

期日 10月3日(日)

時間 9時～13時

場所 鷹巣銀座通り商店街

北秋田市商工会 ☎62-1850
市役所商工観光課 ☎72-3112

米内沢高校、懐かしの学び舎へ
来々年4月開校の秋田北鷹高校への統合まで残りわずかとなり、生徒とともに65年の歴史と伝統を引き継ぐための会を開催します。
期日 10月30日(土)
ホームカミングデー(10時～)
場所 米内沢高校体育館
内容 思い出のDVD、生徒発表、同窓生や旧職員による思い出話等
思い出を語る会(13時30分～)
場所 森吉コミュニケーションセンター

北秋田市産産情報データベース作成事業へご協力ください
産業情報データベース構築のため、市内の商工業者様にご協力いただき、ありがとうございます。
ご報告いただいた内容の精査等のため、調査員より再度の聞き取り及び戸別訪問をさせていただく場合がありますので、改めてご協力をお願いいたします。
また、市の推奨認定特産品に関しても、別途特産品情報として個別調査させていただきますので、ご協力をお願いします。
商工観光課商工労働班
☎72-3112

お知らせ
「あいつミナル」パソコン教室
デジタル入門講座
期日 9月27日(月)、30日(木)
10月4日(月)、7日(木)
時間 18時30分～20時30分
場所 上杉あいつミナル
内容 入門、使い方、デジタル活用、買い方、編集など
定員 各講習10人(申込多数は抽選)
受講料 1000円(テキスト代込)
申込期限 9月13日(月)
場所 上杉あいつミナル
☎78-9290

防衛省・自衛官等採用試験
看護学生(男女)
試験日 10月23日(土)
会場 陸上自衛隊秋田駐屯地
対象 24歳未満高卒、見込み含む
試験日 10月30日(土)、31日(日)
会場 自衛隊秋田地方協力本部
対象 21歳未満高卒、見込み含む
試験日 11月6日(土)、7日(日)
会場 交流センター

臨時除雪オペレーター募集
応募締切 9月15日(水)
☎62-1119

甲種防火管理新規講習
期日 10月7日(木)～8日(金)
時間 9時～17時(両日)
場所 プラザ杉の子大館市
対象 事業所等の防火管理の監督的地位等にある者
申込期限 9月22日(水)
受講料 4000円(要振込手数料)
☎62-1119

「北秋田市特産品」募集中
市では、北秋田市のおすすめ品として特産品認定事業を実施しています。認定した品目は、ホームページで紹介するとともに、パンフレットを作成して宣伝しています。認定した商品は、秋田県産品交換会の農工商フェアに展示予定です。
申請締切 10月1日(金)
会費 5000円
申込締切 9月10日(金)
☎72-4535

後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ
医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度
こうがくいりょう こうがくかいごがっさんりょうようひせいど
高額医療・高額介護合算療養費制度が始まります。

制度は、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

以下のような場合、自己負担額が軽減されます(世帯員全員が住民税非課税の場合)

適用前 (1年間の支払額)		適用後 (1年間の支払額)	
医療保険での自己負担額	25万円	医療保険での自己負担額	25万円
介護保険での自己負担額	25万円	介護保険での自己負担額	25万円
自己負担額合計	50万円	自己負担額合計	50万円
合算制度による支給額	-	合算制度による支給額	19万円
支給後の自己負担額	-	支給後の自己負担額	31万円

50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額31万円(世帯員全員が住民税非課税の場合)を超えた分の19万円が支給され、年間の負担が31万円になります。

支給要件・支給額

1年間(毎年8月から翌年の7月までの12ヵ月間)の医療・介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、この制度は平成20年4月から開始されたため、次のように支給額を計算します。

平成20年8月～平成21年7月末までの12ヵ月間に支払った自己負担額をもとに支給額を計算(下表A)
平成20年4月～平成21年7月末までの16ヵ月間に支払った自己負担額をもとに支給額を計算(下表B)
とを比較して、多いほうの支給額を支給します

【支給額を計算する際の注意事項】

高額療養費や高額介護サービス費の支給を受けている場合は、その分を自己負担額から差し引いて計算します
入院時の食事代や差額ベッド代などは計算の対象となりません
計算した結果、支給額が500円以下の場合は支給対象となりません

支給額を計算する際の基準額

所得区分	(A)12ヵ月間に支払った自己負担額をもとに計算する場合	(B)16ヵ月間に支払った自己負担額をもとに計算する場合
現役並み所得者	67万円	89万円
一般	56万円	75万円
世帯全員が住民税非課税	区分 2	31万円
	区分 3	19万円
		41万円
		25万円

- 1 医療費の負担割合が3割の人
- 2 世帯全員が住民税非課税の人(区分 以外の人)
- 3 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円になる人

支給申請の手続きに関する留意点

支給を受けるためには申請が必要です。申請は、市役所または各総合窓口センターへどうぞ。

支給が見込まれる被保険者の方に対して、平成22年8月中旬に支給申請に関する通知を発送しています
ただし、次に該当する方については、お知らせができない場合があります。また、申請の際には、下記の窓口のほか、転居前の市町村や、以前加入していた医療保険制度の保険者への手続きが必要です。

- 平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
- ・他の市町村から北秋田市へ(または北秋田市から他の市町村へ)住所を変更された方
 - ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に加入された方

☎総合窓口課国保年金班☎62-1118、(各総合窓口センター)合川☎78-2112、森吉☎72-3115、阿仁☎82-2112
または、秋田県後期高齢者医療広域連合☎018-853-7155